

「モデルレイプ被害者」像に関する研究

—戦後日本における判例の言説分析より—

A study of the [representative/standardized] image of the rape victim:
discourse analysis of legal precedents in post-war Japan

大和田 未来¹, 鄭 暎恵², 銘苺 純一²

¹人間文化研究科現代社会研究専攻, ²人間生活文化研究所

キーワード: レイプ, 性犯罪, 性暴力, 言説分析, 判例

1. 研究の目的

本研究の目的は、下級裁判所に対して拘束力を持ち、条文ともに「ルール」を形成しているといわれている最高裁判所の判例から「モデルレイプ被害者」という像を明らかにすることである。

日本刑法学会理事長で刑法が専門の山口が指摘しているように、「かつて、社会倫理の維持を刑法の任務として強調する考え方が有力に主張され、「判例・学説における、社会倫理への関心ないし執着には根強いものがあり、それは違法論を初めとして、さまざまな解釈論の場面に顔を出すことになる」という事実がある。「社会倫理」とされるものの実質を明らかにして、それに基づく具体的な主張の合理性、その当否を検討することが必要である」(山口 2007:4-5)と山口が述べるように、「性犯罪」における「社会倫理」に関して、法の外から考えることが可能だといえる。

「性犯罪」における「社会倫理」を法の外から検討するにあたり、本研究では、社会学者の上野千鶴子が『ナショナリズムとジェンダー』において、慰安婦についての論考の際に採用した「モデル被害者」という概念をもとにした「モデルレイプ被害者」という概念を使用する。

本研究では、この概念を使用し、レイプについて、日本という国が定め、一般に広く公開している「モデルレイプ被害者」とはどのような像であるか、ということを判例から明らかにする。

また、本研究では、研究課題名にもあるとおり、法律用語の「強姦」は使わず、「レイプ」という用語で統一している。

2. 活動実施報告

本研究では、最高裁判所の判例を使用し、言説

分析の手法により、レイプにおける「モデル被害者」がどのように構築されているか、ということを分析した。

対象となる判例については、裁判所ホームページに掲載されている判例を使用した。

一般公開されている裁判所のホームページで「強姦」というキーワードで検索し、掲載されていた判例が対象となる。対象となったのは 265 件である。

この、265 件のうち、研究の目的とずれる理由での上告もふくまれているため、被害者に言及をしていない判例を除いた。

その結果、本研究が分析の対象としたのは、最高裁判例において、被害者についての言及のある 38 件であった。

本研究では、この 38 件について、川喜田次郎の提唱する質的情報の処理方法 KJ 法をつかい、分析をした。

分析の対象となる判例の時期については、戦後の、昭和 22 年 (1947 年) ~平成 23 年 (2011 年) までのものである。

これは、「モデル被害者」という像の出自を考えたときに、戦争との関連性を考慮してのことである。

研究の結果から本報告までに明らかになったことについては大きく 3 つのパターンになり、以下のとおりである。

分析の結果、まずは、強姦罪と「重大な犯罪」に相当する強姦致傷罪の分水嶺として、処女かどうか、全力で貞操を守ったかどうか、が言説としてあらわれている。「処女」であったか否か、が一つの争点となっているということが明らかになった。

これは、強姦致傷罪を分析の対象とし、「重大な犯罪」としての「強姦致傷罪」として争われている事例について、「強姦致傷罪」を構成している要素が何かということ进行分析した結果である。

次に、不幸にも被害者が亡くなっている事例に関しての分析である。

この事例の特徴は「家族」を示す言説が多数あらわれたことである。

これは、判例中において、被害者の属性について、「家族」の成員という形での説明が多かったためだといえる。

属性の一例には、「主婦」、「若妻」、「親孝行の愛娘」などがあり、独身であることを過度に強調する言説はないものの、その場合も「娘」というように、だれかに所属しているといった属性に関する言説となっている。

また、判例中に遺族へのコメントが書かれていたのもこの事例の特徴である。

「遺族」の処罰感情というのは、被害者本人の感情ではない。「遺族」もまた「家族」という言説の一形態だと捉えることができる。

この事例からは、全力で抵抗した結果としての、「モデルレイプ被害者」像を構成するいくつかの特徴を明らかにすることができた。

この事例には、「社会的な影響が大きい」などといったように形容している言説も数多く見られた。

罪名で言えば、強姦罪としてのみでなく、強姦とあわせた殺人罪や強姦致死罪として扱われている事例も含まれている。

最後に、幸運にも「レイプ・サバイバー」となった事例からみえる「モデルレイプ被害者」像についてである。

この事例からは、「証言の信用性」についての言説があらわれている。

ここで争点となっていたのは、被害者の証言の信用性についてであったといえる。

この事例においても、先の事例同様、被害者の属性についての言及があった。

しかし、「家族」を示唆するような言説ではなかった。また、被害者の「社会経験」についての言説があることも明らかになっている。

この分析の結果からは、直接「モデルレイプ被害者」像は明らかにならず、遡及的に「モデルレイプ被害者」と認められる像を構成する要素が明らかになったといえる。

3. 研究目標の達成状況

研究期間内に明らかにする予定であった、最高裁判所の判例についての分析に関しては、今回の報告までに終了している。

4. まとめと今後の課題

本研究で明らかになったことは、「モデルレイプ被害者」という像は一枚岩ではないということである。

ジグソーパズルのピースのように、「モデルレイプ被害者」という像を構築する要素が判例の中に言説としてちりばめられている。

どのピースをどのように採用し、どのような判断を下すのかは、裁判官によるものとなってしまう危険性があるといえる。

また、今回レビューした先行研究で言及されていた「女性を二分する視点」という視点に関して、どれも一見するともっともらしい「二分」であるので、本研究では余り踏み込まなかったが、多様な「モデルレイプ被害者」像とは、それぞれの先行研究における「二分」のずれとも関連するのではないかと考えられる。

この「二分」を組み合わせていくことで、どのようなカテゴリーが生成できるかを今後の課題の一つとしたい。

また、もう一つの今後の課題としては、本研究より明らかになった拘束力のある判例が提示する「モデルレイプ被害者」という像が、下級裁判所に対してどのように拘束力を持っているのか、下級審の判例と比較検討することで明らかにしていきたい。

5. 主要参考文献

- [1]辻村みよ子, 2005, 『ジェンダーと法』不磨書房.
- [2]角田由紀子, 1991, 『性の法律学』ゆうひかく選書.
- [3]上野千鶴子, 1998, 『ナショナリズムとジェンダー』青土社.
- [4]山口厚, 2007, 『刑法総論 第2版』有斐閣.
- [5]吉川真美子, 2010, 『女子のための「性犯罪」講義—その現実と法律知識』世織書房.
- [6]若尾典子, 2006, 「女性の自己決定権—買売春における性的自己決定権を考える」『セクシュアリティと法』pp.41-62.